2019.3
情報紙
第107号

あかり

発行：中標津町全町内会連合会・中標津町安全で住みよいまちづくり推進協議会

★各町内会活動等による情報及び住民相談の伝達をより迅速に行うため、町内会長と役場を結ぶファクシミリ（73-4811）を設置しております。
★情報の通報及び相談の窓口は…
- 役場町民生活部 生活課交通町民相談係(相談110番) TEL.(0153)73-3111(内線219)
- 中標津町教育相談センター TEL.(0153)72-1717
- 中標津警察署 生活安全課 生活安全係 TEL.(0153)72-0110

ストップ・ザ・交通事故

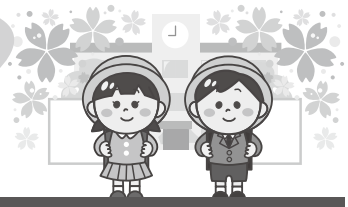

「進入学（園）期の安全期間」始まる

今年は新入学（園）期の安全期間が来月4月8日㈪から12日㈮までの5日間実施されます。

中標津町ではこの運動に先駆け、交通安全祈願祭を5日㈮に、新入学児童に対する交通安全啓発を6日㈯に実施されます。

4月は入学・進学や就職、転勤等にともない、土地に不慣れな歩行者やドライバーが多く、事故の危険性が増す時期となります。1件でも交通事故を減少させ、安全な交通社会を実現させましょう。

なお、例年4月に実施しています「春の全国交通安全運動」は、今年は5月11日㈯から5月20日㈪の期間に実施する予定です。

昨年の犯罪状況について

安全で住みよいまちづくり推進協議会を開催

2月19日㈫、今年度第2回目となる「安全で住みよいまちづくり推進協議会」が中標津町役場会議室で開催され、12名の委員が出席しました。

また、会議には中標津警察署 佐々木生活安全課長が出席し、昨年の刑法犯の発生状況や交通事故の状況、中標津警察署管轄での特殊詐欺の状況又、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）などの実態について説明がありました。

委員からも、虐待やネグレクトに関わる質問や、意見が出され情報交換を行いました。

最後に栗崎会長からは、時代の流れと供に、様々な問題が起きている事から、今後においても協議会として、みなさんと一緒に議論して行きたいとの事で会議を終えました。

平成30年の交通事故状況

～道内の交通死過去最小～

道内における平成30年中の人身交通事故発生状況は、9,931件（前年比△884件）傷者が11,494人（前年比△1,179人）、死者数は141人（前年比△７人）減となり、統計に残る1947年以降で最少だった17年を７人下回り、２年連続で最少記録を更新しました。又、都道府県別でも16年連続でワーストを回避しました。

道警交通部は、「速度超過や酩酊状態での運転など悪質な交通違反による事故の減少が死者数の減少につながっている」と説明する。

これに対し、前方不注意が57人、操作ミスが23人と、上位2種類の違反が全体の半数以上を占めた。

一方、飲酒運転に伴う死者は３年連続で11人と横ばいが続き、65歳以上の死者は79人と４年連続で半数を超えた。道警交通部では「不注意による事故が目立つ」と分析し、「安全運転を呼びかけ、飲酒運転取締りや高齢者への安全教育も徹底する」としている。

中標津警察署管内（４町）の交通死亡事故については、標津町で１人、羅臼町で１人、別海町で１人、中標津町は０人となっております。

交通死亡事故を防止するために、シートベルトの全席着用や、スピードダウンを徹底しましょう。

収入が得られる　お金をあげる

出会い系サイトにご注意を！

「出会い系サイト」関連の被害が後を絶たず、現在も多くの相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

その中のひとつに、インターネットで副業を探している消費者が「相談に乗るだけで収入が得られる」などと書かれたネット上の広告や突然届いたメールを見て業者のホームページにアクセスし、相手の巧妙な言葉を信じてメールのやり取りをするうちに高額な利用料を支払わされるという手口があります。

「収入が得られる」ということで消費者は仕事と捉えがちですが、実態は出会い系サイトなどが多く、最初の登録は無料であっても、やり取りを進めるうちに様々な名目（例えば文字化けの解除料など）で支払いを要求されるようになります。指示されるままにお金を支払っても収入や仕事は得られません。

また、支払いも現金での振込やクレジットカード、電子マネー、コンビニ払い（収納代行）など複数の方法で行っているため、だまされたと感じて返金を求めても解決が難しくなります。

消費者へのアドバイス

1. 「簡単に収入が得られる」「お金をあげる」などの広告やメールには注意しましょう。メールの相手が実在する人物か、メール内容が本当かなどを確認することは極めて困難です。

2. メール交換やランクアップ等のサービスを利用する度に利用料が発生する仕組み（都度課金）の場合は、特に注意しましょう。メールのやり取りを続けているうちに冷静な判断ができなくなり、不本意な支払いを続けてしまったという相談が多く寄せられています。

3. トラブルに遭ったと感じたら、すぐに最寄りの消費生活センターや弁護士会等に相談しましょう。
その際は、可能な限りやり取りしたメールや支払いの記録（レシート等）を保存しておいてください。
また、インターネットの広告などで「消費者トラブルを解決する」「被害回復をする」などと簡単に解決できるように思わせ調査費等を請求する業者もみられるので２次被害にあうことの無いようご注意ください。

子どもとあなたを守る　安全ガイド

◎子どもたちのまわりには、児童買春や児童ポルノ等、健全な育成を妨げるものが横行しています。児童買春や児童ポルノ等が子どもたちを蝕んでいます。
子どもたちを健全に育成することは、大人の責任です。

◎空き巣にねらわれないために!!
- 子どもの送迎など短時間の外出でもこまめにカギをかける。
- 窓やドアにはツーロックで施錠を。

商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル、多重債務など消費生活に関して困ったときにはいつでも

消費生活センター

にご相談ください。

中標津町消費生活センター相談窓口（役場生活課内）
TEL.0153－73－3111（内線222）
・受付時間/10：00～16：00
・休日/土曜・日曜・祝日（年末年始 12/31～1/5）は休み

シートベルト着用率調査結果

1月16日㈬(国道272号)	2月12日㈫(国道272号)
運転席着用率	運転席着用率
100.0%	100.0%
助手席着用率	助手席着用率
100.0%	100.0%